

『宇治拾遺物語』第二六話考

——「式」と「式神」について——

同 免 木 利 加

(一)

『宇治拾遺物語』第二六話「晴明、封藏人少將事」(以下「二六話」と略す)に、次のような箇所がある。

式にうてけるにか、この鳥は式神にこそ有けれ。^①

ここで登場する「式」について、『宇治拾遺物語』の諸注釈では、「式神」と同じものであるとしている。また、『日本國語大辞典第二版』や『角川古語大辞典』の「式神」の項でも、式神の別称として「しき」と記している。しかし、それでは右に引用した部分は、「式神にうたれたのであろうか、この鳥は式神であるに違いない」と、前半では式神であることに半信半疑であるのに、後半では確信を持つていることになり、不自然ではないだろうか。『西辞典の「式」の項の中で「式神の略」の意とされている箇所の用例を見てみたところ、どちらも「二六話」しか用例が載っていない。ここから、「式」と「式神」は別の存在ではないかという仮説をたてることが可能である。「式」とはどのような存在で、

式神とはどのような関係に有るのか、考えてゆきたい。

(二)

以下に「二六話」を引用する(傍線 番号は全て引用者による)。

むかし、晴明、陣に参りたりけるに、前花やかに遣はせて、殿上人の参りけるを見れば、藏人の少將とて、まだわかく花やかなる人の、みめ、まことに清げにて、車よりおりて、内に参りたりける程に、この少將のうへに、鳥の飛てとほりけるが、まどをしかけるを、晴明、きと見て、「あはれ、世にもあひ、年などもわかて、みめもよき人にこそあんめれ、^①式にうてけるにか、^②この鳥は、式神にこそ有けれ」と思ふに、然べくて、此少將の生くべき報やありけん、いとおしう、晴明が覚て、少將のそばへ歩みよりて、「御前へ参らせ給か。さかしく申すやうなれども、なにか参らせたまふ。殿は、今夜えすぐさせ給はじと見奉るぞ。然べくて、をのれには見えさせ給へるなり。いざさせ給へ。物心みん」とて、ひ

とつ車に乗りければ、少将わな、きて、「あさましき事哉。さらば、たすけ給へ」とて、ひとつ車に乗て、少将の里へいでぬ。申の時斗の事にてありければ、かく、出でなどしつる程に、日も暮ぬ。

暗明、少将をつといだきて、身かためをし、又、なに事か、つふくと、夜一夜いも寝ず、声だえもせず、読きかせ、加持しけり。秋の夜の長に、よくくしたりければ、暁がたに、戸をはたくとた、きけるに、「あれ、人出して、きかせ給へ」とて、聞かせければ、この少将のあい聲にて、蔵人の五位のありけるも、おなじ家に、あなたこなたにすへたりけるが、此少将をば、よき聲とて、かしづき、今ひとりば、事の外に思おとしたりければ、ねたがりて、陰陽師をかたらひて、③式をふせたりける也。

さて、その少将は死なんとしけるを、暗明が見付て、一夜、祈たりければ、そのふせける陰陽師のもとより、人の来て、たかやかに、「心のまどひけるま、に、よしなく、まもりつよかりける人の御ために、仰をそむかじとて、④式ふせて、すでに、⑤式神かへりて、をのれ、たゞいま、⑥式にうてて、死侍ぬ。すまじかりける事をして」といひけるを、暗明、「これ、聞かせ給へ。夜部、見付参らせざらましかば、かやうにこそ候はまし」といひて、その使に人をそへて、やりて聞きければ、「陰陽師はやがて死にけり」とぞいひける。

⑦式ふせさせける聲をば、しうと、やがて追いすてけるとぞ。暗明には泣く／＼悦で、おほくの事どもしてもあかすぞよろこびける。

たれとおほえず、大納言までなり給けるとぞ。

「式」と「式神」それぞれの用例を抜き出すと、

「式」の例 ↓①「式にうてけるにか」・③「式をふせたりける

也」・④「式ふせて」・⑥「式にうてて」・⑦

「式ふせさせける」

「式神」の例 ↓②「鳥は式神にこそ有けれ」・⑤「式神かへりて」
となる。

①「式にうてけるにか」の部分について、注釈書の語釈では次のように述べられている。

・日本古典文学大系27『宇治拾遺物語』 「式神。職神とも書く。

陰陽道で、陰陽師に使役される神で夢幻自在その役割を果たすという。」

・日本古典文学全集28『宇治拾遺物語』 「式神。識神(しき

がみ・しきじん)。陰陽道で呪詛の妖術に使う神。陰陽師の命令に従って、不思議なわざをするという。」

・新潮日本古典集成71『宇治拾遺物語』 「式神・識神。陰陽

師の命によって、不思議な術を行う神。」

・新日本古典文学大系42『宇治拾遺物語 古本説話集』 「式神。

「式」は「識」とも書く。」

うむったのか。「式」は式神、また識神とも。」⁽²⁾

特に理由説明もなく、「式」とは「式神」と同じ存在であるという風に書かれている。しかし、先に述べたとおり、「にか」が疑問をあらわし、「こそ」十已然形が強意をあらわす以上、①「式にうてけるにか」と②「この鳥は式神にこそ有けれ」の間には矛盾が生じるのである。また、もし同じものであるならば、ある場面では「式」と呼ばれ、別の場面では「式神」と呼ばれていることが不自然ではないだろうか。他の文献で式神を「式」と略して呼んでいる例が見当たらない以上、両者は別物であると考えるのが素直な解釈であるように思う。

「式」と「式神」の関係について考える上で、「二六話」において「式神」という語は「式」と対しか登場していないということは注目に値する。晴明は①「式にうてけるにか」という推測から②「この鳥は式神にこそ有けれ」という判断を下したのであるうし、④「式ふせ」という行動に対しての反応が⑤「すでに、式神かへ」というものだったのである。別の存在とはいえ、両者は全くの無関係というわけでもなく、密接に関係しているのである。故に、「式」は陰陽師が用いる術そのものであり、その術を具現化するために使役される存在が「式神」であると考えた。喩えて言うなら、「式」と「式神」は、「掃除」という動作と「掃除機」という道具のような関係と考えれば良いのではないだ

ろうか。「掃除機を用いる」ことは「掃除する」とも表現出来るが、「掃除」と「掃除機」の置換が不可能であるように、「式」と「式神」も両者の関係は深いが、イコールで結ぶことは出来ないのだ。そうであるならば、「式にうてけるにか、この鳥は式神にこそ有けれ」という箇所は、「式にうたれたのであろうか、(ということはこの鳥は式神であるに違いない」と、いう風に訳せばつじつまが合うであろう。「鳥に糞土をかけられた」という出来事を「式にうたれた可能性がある」と解釈し、そこから「式に用いられた鳥は、式と関係の深い式神であるに違いない」と推定したので。「式」については「式に」「式を」という補語目的語の例しか無いのに対し、「式神」には主語の例が有ることもそれを裏付けていると考えられる。

また、「式」の例は、「式」によって被害を被る場合は「うつ」「式」を用いて人に危害を加えようとする場合は「ふす」という風に動詞を使い分けていることが分かる。下二段活用動詞の「うつ」は、辞書によつては「うてる」として項目に挙げられ、四段活用動詞「うつ」の受動態を表す語であるとされる。『時代別国語大辞典 室町時代編』には、

「うて」は、四段動詞「打つ」の未然形に受身の助動詞「る」の未然・連用形「れ」のついた形の転という。未然・連用形の「うて」の形しか見えない。相手から圧倒的な強い力をまともに受ける意を表わす。

とされており、「二六話」にも①「式にうてけるにか」、⑥「式にうてて」と、「うて」の形しか登場しない。「宇治拾遺物語絵索引」を用いて調べたところ、「宇治拾遺物語」中に下二段活用動詞の「うつ」は、右に挙げた①、⑥の二例しか無かった。そこで、四段活用動詞「うつ」を調べると、未然形「うた」に助動詞「る」が接続して受身の意味になっている例が三例見つかつた。

・小石をもちて、この石を手まさぐりにた、きゐたれば、うたれてくぼみたる所を見れば、金色になりぬ。(第一六一話 「上緒主、得金事」)

・大友皇子、つゝに山崎にて討れ給て、頭とられぬ。(第一八六話 「潜見原天皇、与大友皇子合戦事」)

・腹悪しくおはする上人なり。悪しく申て打れ申さん。(第一九四話 「仁戒上人往生事」)

これらの例と同じように、「式にうたれけるにか」「式にうたれて」とはならず、「式に」という補語に続くもののみが下二段活用動詞の「うつ」であることは、何か特別な意味を持つのではないだろうか。

四段活用動詞の「うつ」に比べ、下二段活用動詞の「うつ」はあまり例が多くないようで、『宇治拾遺物語』に近い時代の文献を探しても、あまり多くの例を見つけることが出来なかつた。辞書類で「うつ」の用例を見たところ、

相撲をとりけり。(中略)「いざ、らば、いま一度とらむ」と

て、又よりあひて取に、此たびは壇光うてにけり。

(『古今著聞集』 卷第十六 近江法眼覚快供米の不法を諷する事並に文覚と相撲の事)⁽⁴⁾

其内ニアツマリ居タル軍兵五百余人、一人モ不残庄ニウテ、死ニケリ。

(『太平記』 卷第十三 足利殿東国下向事)⁽⁵⁾

去程ニ難老ガ一生ノ間ノ不平ニシテ志ヲ得ヌ方ヲ見テウテ、
坎凛ト誓ヲソ。

(『蒙求抄』 卷十六)⁽⁶⁾

源太ハ、磨墨ホメ愛シテ居タル所ヲ、舍人共、生暖引テソ通りケル、ユ、シク見エツル。磨墨モ、勝ル生暖ニ逢タレバ、
無下ニウテ、ソ見エタリケル。

(『源平盛衰記』 卷三四 佐々木腸生暖)⁽⁷⁾

のように、「相撲で負ける」「押撲にかかったようにおしつぶされる」「精神的に圧倒される」等、限られた場合のみ用いられていることが分かつた。右に挙げた「宇治拾遺物語」の「うた」に「る」が付いた形のように、手で叩かれたり討伐されたりした例は無いのである。青木博士「中世室町期における四段動詞の下二段派生」⁽⁸⁾でも、下二段活用動詞「うつ」について、

「る・らる」とは違うニユアンスを含むものを表しうるといふ利点があつたことも間違いないだろうと思う。

と述べられている。「式にうて」るのように、人ではない存在か

ら罰を受ける例としては、

判官わらつてのたまひけるは、「いかに和僧、起請にはうてたるぞ。」
土佐房すこしもさはがず、居なをりあざけりわらつて申けるは、
「ある事にかいて候へば、うてて候ぞかし」と申。

（『平家物語』巻第十一 土佐房被斬⁹）
がある。

「ふす」については、対象をひそませる、隠れさせるという意味でとることが妥当であるように思う。『宇治拾遺物語』中には、そのような意味で「ふす」を用いている例は無かつたが、

かの道に夜ごとに、人を伏せて守らすれば、行きけれど、え
逢はでのみ帰りにて

（『古今和歌集』巻第十三 六三二）¹⁰

あけのく処に、ゆみてつはう三千てう、つゝみにそへてふせ

おき

（『信長記』七）¹¹

等、他の文献ではこのような例が有る。また、右に挙げた例では
目的語が人であるが、

コノ道理コソ、イカニモく、スエニハヒシトツクリマカラ
ン
ズラメトコソ、カネテヨリ心得フセテ侍し。

（『愚管抄』 巻第七）¹²

のように、無生物を目的語にとる例もあるので、「式」を「ふす」
のもこのような例に含まれるものであろう。

ただ潜ませるだけでは相手に危害を加えたことにはならないが、
「二六話」において「ふす」は、相手に害を与えることに成功し
た場合には用いられていないのだ。全て少将の相掣の仲間である
陰陽師が「式」を用いたときの例であり、彼の「式」は少将に届
くことなく、失敗に終わっているから、「術をこっそりと用いた」
という風に考えたい。

(三)

陰陽師が「式」と言う名の術を用いている用法は、他に見つけ
ることが出来なかつた。陰陽道に近い存在の人間が用いる「式」
については、式占に用いる式盤がある。式占とは主に陰陽師が行
なう占いで、この占いに用いる式盤を「式」と呼んだ例があるの
だ。

将及横河、有黒雲。広十餘丈経天。時天皇異之、則举燭親乘
式、占曰、天下兩分之祥也。然朕遂得天下歟。

横河に及らむとするに、黒雲有り。広さ十余丈にして天に経
れり。時に天皇、異しびたまひ、則ち燭を挙げて親ら式を乘
り、占ひて曰はく、「天下兩分の祥なり。然して朕遂に天下
を得むか」とのたまふ。

（『日本書紀』巻第二十八）¹³

其夜世継頻有悪夢、令是雄占夢吉凶、是雄転式、大駭曰、君
若婦家、即日当為鬼殺戮、慎勿入家、可免此殃、（中略）是

雄亦軼式、語云、君家寢室良隈有殺君之鬼、君須帶刀劍持弓矢直入寢室、引弓矯矢顧目、向良方語云、汝若不出、我当射殺汝身、若能如此、当脱此厄、

〔政事要略〕卷九五⁽¹⁴⁾

小坂眞二「物忌と陰陽道の六壬式占 ―その指期法・指方法・指年法―」⁽¹⁵⁾によると、式占のうちでも六壬式占と呼ばれるものは、貴族の物忌の日時を決定する役割を担っていた。鈴木一馨「式神の起源について」⁽¹⁶⁾には、藤原道長の「御堂関白記」や藤原実資の「小右記」等の鳥や犬の糞といった怪異を原因として物忌をするという例が挙げられており、「二六話」冒頭の、少将が鳥に糞をかけられる場面との関連を思わせる。

明年正月九月節中戊己日御物忌但中御年左近陣鳥矢⁽¹⁷⁾恠

〔御堂関白記〕自筆本 長徳四年⁽¹⁷⁾

六日、乙酉、藏人兼宣談云、(中略)昨日刈刻右仗上達部屋遺犬矢、恠所已亥刈酉年人可慎病事者、

〔小右記〕長保元年九月⁽¹⁸⁾

怪異を理由として六壬式占を行なう場合、必要な情報はその怪異が発生した、もしくは発見された年・月と、時刻の干とその日の干支であり、どのような種の怪異が発生したかということとは関係しないようである。占いの結果分かることはその怪異が暗示する災厄の内容と、その災厄を防ぐためにどうすればいいかということ対処法、つまり物忌をいつ行なえば災厄を回避できるかということ

だ。ここから、怪異そのものは災厄ととらえられていたわけではなく、災厄の子兆と考えられていたことが分かる。むしろ、災厄の可能性を事前に察知し、六壬式占と物忌によって回避するため、怪異は必要なのであったのだ。

「二六話」にあてはめると、藏人少将が鳥に糞をかけられたこと自体が災厄であるわけではなく、それは「今夜えすぐさせ繪はじ」という災厄の子兆に過ぎないということになる。普通ならばこの後には陰陽師が六壬式占で占い、少将が物忌を行なうことになるはずだが、「二六話」ではそうはならない。安倍晴明が六壬式占を行なうことなく少将の命が今夜限りであることを看破したためである。物忌の代わりと思われる出来事は「身かためをし、又、なに事か、つふくくと、夜一夜いも寝ず、声だえもせず、読きかせ、加持しけり」と、しっかり描写されているにもかかわらず、六壬式占に関する描写は全くなされていないのは何故だろうか。「式神の起源について」ではその理由をこう述べている。

その理由は、晴明が鳥を式神と思ったことにある。

言換えれば、六壬式占で探るべき意思が、「式神」という形をとってそこに現れたということである。そして、それによって本来災厄の子兆であるべき怪異が災厄の第一段階となり、「子兆」ではなく実は既に災厄が始まった、という状況を作出したからに他ならない(もし、糞が藏人少将にかからなければ、それは「子兆」であっても、災厄の原因とはなら

ず、また、怪異も成立しない。つまり災厄は未然に回避され
たことになる。

つまり、式神は、怪異の背景の意思を探るべき六壬式占を
無用のものとした、とも言えるのである。(中略)

しかし、先に「識神」という表記について考察した際に記
した通り、式神は陰陽師の意思が人格化されたものとして見
ることもできる。つまり、式神が六壬式占で探るべき意思の
本体でないとしても、その意思の分身であれば、式神の存在
あるいは行為の背景の意思を推断する必要はなくなる。「晴
明蔵人少将封する事」に記されている現象は、そのことを示
すのではないだろうか。

前に、「式」は陰陽師が用いる術そのものであり、その術を具
現化するために使役される存在が「式神」である」という仮説を
述べた。つまり、式神は陰陽師に使われる道具という風に認識し
ており、「陰陽師の意思が人格化されたもの」という風には考え
ていない。式神について述べている他の文獻¹⁹⁾で式神を「陰陽師
の意思が人格化されたもの」としているものは見つけることが出
来なかったし、意のままに操ることが出来るということと、意思
の一部を人格化したものということを、同じことと考える必要
性を感じられないためである。それでは、「二六話」において六
壬式占が省かれた理由はどうか説明すればよいのか。

まずこれは、「宇治拾遺物語」の編者、「二六話」を語ったもの、

及び想定される読者が、式占式盤という言葉を知らなかったため
ではないだろうか。式占について詳しく書かれた文献は、安倍晴
明の著作である『占事略決』等陰陽道の専門書を除けば前に挙げ
た『日本書紀』、『政事要略』くらいであり、どちらの成立も『宇
治拾遺物語』よりかなり遡る。『政事要略』では式盤を転ずる描
写がなされているのに対し、それを原拠とする『今昔物語集』巻
二十四第十四では、「是雄占テ云ク」と、単に占ったという事実
のみを記し、式盤の描写は省かれていることも、それを裏付けて
いる。式盤は陰陽師のみが用いる道具であり、陰陽師が陰陽寮で
働くのみでなく、貴族に私用で使われるようになった平安以後と
はいえ、式盤や、それを用いて占う姿を直接目にする機会は一
部の人間にしかなかったのではあるまいか。

次に考えられる理由は、話全体のテンポを考えて省略したとい
うことである。もし式占の場面を入れるならば、晴明が、歩いて
いる蔵人少将に鳥が糞をしたという場面を見かけ、いったん家に
帰って六壬式占を行ない、結果が出てから再び内裏に戻って蔵人
少将を探し、占いの結果を告げるという段取りを踏まねばなら
ないことになり、間意いことの上ない。例えば、蔵人少将が晴明
のもとへやってきて、「いついつに鳥の糞をかけられたのだが、
どうしたらいいだろう」と相談にやってきて、その話をもとに晴
明が占った、という形をとればつじつまは合うであろうが、そ
うすると「然べくて、此少将の生くべき報やありけん」「然べくて、

そのれには見えさせ給へるなり」と繰り返して強調している、晴明は藏人少将が式にうたれた場面にちようと出くわしたのだ、という因縁が無効化してしまうため神秘性が薄れるし、なにより臨場感に欠ける。

最後に理由として挙げたいのは、六壬式占による占いを必要としないほどに力を持っていた、陰陽道の権威としての安倍晴明の姿を描くことの必要性である。『宇治拾遺物語』第一二六・一二七・一八四話や、『今昔物語集』で扱われているように、安倍晴明は当時最も有名な陰陽師であった。実在の人物でありながら、没後数百年を経て伝説化し、生前に実際には行なわなかったであろう事までやってのけてしまう晴明。彼の術の素晴らしさの説明には、式占は必要なく、むしろ一目見ただけで全てを理解してしまう眼力をこそ、語り手は強調したかったのであろう。

(四)

以上、「式」と「式神」の関係について述べてきたが、『二六話』において登場した「陰陽師の用いる術を表わす」「式」と、「式占に用いる式盤を表わす」「式」もまた、関係が深いものではないだろうか。既に定められた未来があり、それを予言するだけの受動的な「占い」と、それ自身が被害者の未来を変える能動的な「術」とでは、一見逆のように感じられるが、「陰陽師の占いによって不幸な未来が予言される」と、「陰陽師の術によって不幸に

される」とことは、その占いなり術なりを被る側にとつてはあまり変わりがないことだったのではないかと考えられるからだ。もちろん現代のように「当たるも八卦当たらぬも八卦」程度にしか占いの効力が無い場合は別であるが、陰陽師の占いを信じきって、物忌や方違えを行なっていた平安貴族にとつて彼らの占いは、非常に信憑性の高いものだったのではないだろうか。そこに、式神が登場する文献の成立年代は下つても、その物語内で流れる時間が平安時代に設定されていることが多い理由の一つが窺われる。もちろん、安倍晴明という魅力的な人物がいたことも大きな理由の一つであつただろう。

注

1. 『宇治拾遺物語』本文は全て、新日本古典文学大系42『宇治拾遺物語 古本説話集』三木紀人・浅見和彦校注（岩波書店 一九九〇年十一月）より引用した。
2. 日本古典文学大系27『宇治拾遺物語』渡邊綱也・西尾光一校注（昭和三十五年五月）、日本古典文学全集28『宇治拾遺物語』小林智昭校注・訳（昭和四十八年六月）、新潮日本古典集成71『宇治拾遺物語』大島建彦校注（昭和六〇年九月）、新日本古典文学大系42『宇治拾遺物語 古本説話集』、新編日本古典文学全集50『宇治拾遺物語』小林保治・増古和子校注・訳（一九九六年九月）『宇治拾遺物語 絵索引』境田四郎（清文堂 昭和五〇年一月）
4. 引用は日本古典文学大系84『古今著聞集』永積安明・島田勇雄校注（昭和四一年三月）による。

5. 引用は日本古典文学大系35『太平記 二』後藤丹治・釜田登三郎校注(昭和三十六年六月)による。
6. 引用は抄物大系『蒙求抄』中田祝夫編(勉誠社 一九七一年)による。
7. 引用は『源平盛衰記 (六)』美濃部重克・榊原千鶴校注(三弥井書店 平成十三年八月)による。
8. 『語文研究』第七九号(九州大学国語国文学会 平成七年六月)引用は新日本古典文学大系45『平家物語 下』梶原正昭・山下宏明校注(一九九三年十月)による。
10. 引用は新日本古典文学大系5『古今和歌集』小島憲之・新井栄蔵校注(一九八九年二月)による。
11. 引用は『信長記 下』松沢智里編(古典文庫 昭和四七年三月)による。
12. 引用は日本古典文学大系86『愚管抄』岡見正雄・赤松俊秀校注(昭和四二年一月)による。
13. 引用は新編日本古典文学全集4『日本書紀③』小島憲之・直木孝次郎・西宮一民・蔵中進・毛利正守校注・訳(小学館 一九九八年)による。
14. 引用は『改定史籍集覧 編外二』近藤瓶城編(臨川書店 明治三六年発行 昭和五九年復刻版発行)による。また、今回引いた箇所は『善家異説』からの引用とされる部分である。
15. 『後期撰閥時代史の研究』古代学協会編(吉川弘文館 一九八九年三月)所収。
16. 『宗教学論集』二十(駒沢宗教学研究会 一九九八年四月)
17. 引用は『御堂関白記 一』陽明文庫編(思文閣出版 一九八三年)

18. 引用は大日本古記録『小右記 二』東京大学史料編纂所編(岩波書店)による。
 19. 『日本陰陽道史総説』村山修一(稿書房 一九八一年四月)、『憑霊信仰論——妖怪研究への試み』小松和彦(ありな書房 一九八四年八月)、註で挙げた『宇治拾遺物語』の注釈書等。
 20. 引用は新日本古典文学大系36『今昔物語集 四』小峯和明校注(一九九四年十一月)による。(どうめんきりか 岡山大学大学院文学研究科)
- 研究室受贈圖書雑誌目録Ⅲ
- 香川大学国文研究(香川大学国文学会) 二七
 - 學習院大學國語國文學會誌(學習院大學國語國文學會) 四六
 - 學術研究—国語・国文学—(早稲田大学教育学部) 五一
 - 学大国文(大阪教育大学国語教育講座・日本アジア言語文化講座) 四六
 - 香椎湯(福岡女子大学国文学会) 四八、四九
 - 活水論文集 日本文学科編(活水女子大学・短期大学) 四二、四三、四四、四六
 - 金沢大学国語国文(金沢大学国語国文学会) 二八
 - 河南論集(大阪芸術大学芸術学部文芸学科研究室) 八
 - かほよとり(武蔵川女子大学大学院) 十